

○道明地区住居表示整備事業に係る第1回説明会における質疑応答

・令和6年5月11日～6月1日 全6回 延べ参加者数62名

分 類	質 疑	回 答
住居表示実施について (全般)	●実際に変更後の住所が分かるのはいつ頃になるか。	・住居表示実施の1～2か月前には番号を設定予定だが、皆さまへの通知はそれ以降となる。新旧住所が記載された住所の設定通知書と、町名と住居番号の書かれた建物に貼り付ける青いプレートを順次送付させていただく。
	●住居番号のつけ方について、住居表示後、その時点では何もない場所に新たに家が建った時はどうなるのか。 例えば、広い土地を持っていて、その一部を家族や他者に譲り、新しく家を建てたとき、順番にはならず分りにくくなってしまうのではないか。	・住居番号をつけるときには街区周りの基礎番号をもとに、建物に番号を振っていくが、広い土地や空き地など、今後建物が建ちそうなところがあれば、その番号を飛ばして住居番号を振っていく。ある程度、今後の見込みを付けて、その街区の宅地に家が建ちきったときを想定して、分かりやすく番号を振っていくこととしたい。
	●1月以降予定される訪問調査だが、事業者が各家を訪ねるということで、例えば、こういう身分証を付けて、こういう格好の人が見て回るということを事前の説明会で周知してほしい。	・訪問調査時の説明会や、各世帯に配布する資料では、その点についても丁寧に説明したい。
	●旧住所と新住所はしばらく重複して使えるものなのか。住居表示実施後、旧住所でも一月位は郵便物が届くのか。	・住居表示実施後、1年程度は旧住所でも郵便物は届く。
	●コープ生協エリアの東側も、「向中野〇丁目」として住居表示の実施予定はあるか。	・今後の開発状況を見ながらの判断になる。関係町内会や地域意見を伺いながら、住居表示の実施について検討していきたい。
	●地図が見にくい。特に東道明のあたりは色使いだけを見ると「向中野八丁目」と誤解するので、もう少しわかりやすい資料としてほしい。	・今後、実施案確定のお知らせや別な住民説明会も予定されるので、わかりやすい図面を作成し、提示したい。
	●今後のスケジュールを見ると、説明会や市の手続きしか記載がないが、町内会とも協議の場をもって、地域の意見を聞きながら進めてほしい。	・スケジュールに記載していないが、これまでも町内会とは何度か協議を重ねており、説明会後も結果の共有と今後の方針を話し合う予定である。
	●地名地番は変更ないという認識でよろしいか。	・地名については住居表示によって変わった町名に変更となる。地番は変わらない場合と変わる場合があるが、町名同様、登記の表記については市と法務局で自動的に変更する。

分 類	質 疑	回 答
	●盛岡市の便利マップで新旧住所の情報などが見られれば便利だと思うので、検討いただきたい。	・新旧住所は市のホームページ上で公開するが、便利マップ上で地図情報と併せて閲覧できれば便利だと思うので、担当課には情報提供したい。
	●「今後の予定」に「実施案の公示」とあるが、その前段の審議会の内容や、今回説明会の結果等も併せて公開されるのか。	・「実施案の公示」は、町名や町割りの公示となる。説明会やアンケート結果は、市のホームページ上で公開するほか、町内の回覧でも結果を閲覧できるようにする。また、審議会については公開しているので実際に来て聞くことができるほか、開催概要を市のホームページ上で公開する。
実施区域について	(特になし)	
町割りについて	●区域図の青い部分が2つの区域に分かれているが、ここは飛び地となってしまうのか。それとも「向中野六丁目」側の青い部分は「向中野六丁目」へ編入されるのか。	・向中野字鶴子の一部の青い部分は、「向中野六丁目」への編入予定区域である。逆に「字道明」の広い区域は、「向中野七丁目」、「向中野八丁目」、「北飯岡三丁目」へ編入予定である。
	●向中野と北飯岡の境を整備後の南川で分ける想定ということだったが、現在の字界で分けることはできないのか。	・現在の字界で区域を分けようとすると、現在、そこには境界が分かるような道路等はないので、宅地や農地の間を境が走ることとなり、区域の明確化という住居表示の目的にそぐわないものとなる。
	●向中野字東道明の住民だが、今回の案は確定ではなく、今後変更の可能性もあるという認識でよろしいか。地図を見て「向中野八丁目」区域だと思ったが、説明を聞くと自分の家の場所は「北飯岡三丁目」区域に編入される場所のようだ。向中野として土地を買って家を建てているので、今更北飯岡になると言われても納得しがたい。なぜ南川が町境なのか。	・提示の案はたたき台なので、今後変更の可能性はある。町の境は道路や河川などの恒久的な施設で区切ることとしており、現在の向中野と飯岡新田の町境がかつての南川に沿ったものとなる。 現在はその主流が無くなり、河川工事によって新たな南川の流れがやや北側に整備されているので、ここを新たな町境にしようとするものである。 前半3回の住民説明会でも向中野、北飯岡間の町割りについてはご意見が出ているので、説明会での住民意見やアンケート結果を取りまとめた後、関係町内会とも協議しながら実施案を固めていきたい。
	●そもそも南川を「向中野八丁目」と「北飯岡三丁目」の境としている理由は何か。	・現在の向中野と飯岡新田の町境がかつての南川に沿ったものとなる。現在はその主流が無くなり、河川工事によ

分 類	質 疑	回 答
		って新たな南川の流れがやや北側に整備されているので、現字界になるべく近づけた形となるよう、新たな川をもって境を設定しようとしたものである。
	●東道明に住んでいる者だが、市の素案だと、南川の旧主流と新しい川で挟まれるところは「北飯岡三丁目」となる話であった。町内会的なつながりと、飯岡新田地区からも道明の町内会に入りたいと会費を払って向中野の自治会に加入している人が結構いる。そういった中で今の南川で向中野、飯岡間を区切られてしまうと、それは如何なものかと思う。先程「向中野三丁目」と「本宮七丁目」の区域変更の事例で地域の実情に合わせて境を変更した話もされたので、そういうことであれば、川ではなく道路で、丁字路まで向中野区域として設定してはどうか。その方が区域が明確でわかりやすい。これで決まりではなく、まだ変更の余地はあるという認識でよろしいか。住居表示による番号の変更、手続きはしかたがないと思うが、これで向中野から北飯岡に変わりますと言われると住居表示を実施してほしくないというのが率直な意見である。	・現在の向中野と飯岡の字境が旧南川でこれを分けていた経緯から、新しく整備された川をもってなるべく現在の字界に近くなるような形で素案を作成したものであった。あくまで現在のたたき台であり、今回の説明会やアンケート結果での意見集約を通して、関係町内会とも協議しながら町割りを作成していきたいと思う。
	●向中野に住みたいということで土地を探し、やっとそこに家を建てて住んでいる。これで北飯岡になるというのは到底納得できるものではなく、この素案が変わらないのであれば、住居表示には断固反対というのが率直な意見である。住居表示を行うにしても、他の方もおっしゃっているが、川ではなく道路で区切るのが町割りとしてもきれいでわかりやすい割り方だと思う。	—
	●住んでいる住民が違和感を感じる割り方は結果的に変なものになる。川で分けるというのは地図上の形で見ても複雑で分かりにくい。それより	—

分 類	質 疑	回 答
	は道路で区切って四角くわかりやすく区分けした方が自然に見える。住所の手続きは協力しようという気持ちはあるが、町名が向中野から北飯岡に変更になると言われるとそれはやめていただきたい。 ●現在東道明に住んでおり、新しい南川と現在の町境である旧南川に挟まれる地区にいる者である。区域を川で分けられることに納得がいかない。自分は昔から何十年もこの区域に住んでおり、この場所から動いたことはない。ここは周辺の開発からも取り残された地域であり、何も開発の恩恵を受けてきていない場所なのに、急に町名が北飯岡に変更になると言われても全く納得できない。昔からいる人間だと旧盛岡地域、旧都南地域でそれぞれ思うところがあり、北飯岡と言われても、どうしても都南の町名なんだと思ってしまう。飯岡も昔からいる人は逆のことを感じると思う。南川を勝手に北側に整備しておきながら新しい町境もそこですと言われても、それは違うのではないかと思う。これがちゃんとこの辺りも開発されて、きれいになっているのであれば北飯岡と言われても納得したと思う。それが何もなされていないのにただ住所変更の手間がかかり、町名も都南の町名に変わってしまうのでは、今回の案には絶対反対である。	・これまで5回住民説明を行っており、旧河川と新しい河川で挟まれる東道明の人たちからは同様の意見を多数いただいている。説明の中でも申し上げたが、今回の案はあくまでたたき台なので、皆様から頂いた意見を基に、町割りなどは検討させていただきたい。 ・町割りは、どうしても道路や河川等で明確に区切らなくてはならないので、今の境界のまま住居表示はできない。例えば、道路で大きく区切り、飯岡新田6地割まで向中野とすれば、飯岡の住民の意向にも配慮する必要が出てくる。全体の説明会は本日で最後だが、市ではこの後飯岡の住民にも別途意見を聞く予定である。大方納得いただければ、道路で区切るかもしれないし、意見が割れれば、南川以南の区域では住居表示を実施できないという可能性もある。いずれ飯岡の方からも十分に意見聴取したうえで、町割りを検討させていただきたい。
町名について	●道明という町名は残せないのか。素案として示される向中野七・八丁目の区域は大部分が道明町内会に係る部分である。資料の中で示されるデメリットとして愛着のある町名が変わると書かれているが、その通り思い入れを持っている住民もいると思うので、わざわざこのデメリットを押してまで「向中野〇丁目」とするのがいいのかどうか。また、丁目の数もおおよそ五丁目程度ということで、それならばなおさら八丁目まで増やすこともない	・ご意見は、今後の検討材料としたい。住民説明会での意見交換や、アンケートでも様々な意見が出ているので、ご意見やアンケート結果を集約した後、それを基に関係町内会との協議も行いたいと考えている。全体的な意見に配慮しながらにはなるが、検討させていただきたい。

分 類	質 疑	回 答
	のではないか。	
	●説明会后、町名を見直すとなった場合、今回の説明会の後から12月の市議会まであまり時間は無いように思うが、今後の意見の聴取、検討はどのように行っていくのか。説明会に来ていない住民も多いので、そういった方々の意見が反映される場はあるか。	・ご意見については住民説明会中を問わず、随時受け付けている。実際に説明会に来られない方で直接電話をいただき、お話される方もいる。説明会后、関係町内会へ開催結果を報告予定だが、その際もいただいたご意見から案の修正等について相談したいと考えており、これらの結果も全て8月予定の住居表示整備審議会に共有し、その上で実施案が審議される。また、実施案の公示期間中 30 日間、住民 50 名以上の署名で実施案に対する変更請求を行うこともできる。いずれ地域としての合意をしっかりと得られるよう、進めていきたい。
	●資料の中で住民意見により町名変更となった事例を紹介いただいたが、そういった修正が行われるのに、アンケートで何割の意見があったのか。	・具体的に何割の反対、修正意見があったというものを現在数値として持ち合わせていないので、後程確認して回答する。 ※後日回答 当時アンケートは実施しておらず、数値的な基準でもって修正を行ったものではない。住民説明会中の意見を関係町内会に共有、協議したうえで最終的に町名変更の判断をした。
	●今回の住居表示で、この案では道明という町名が無くなり、東側に東道明という町名のみ残ることとなる。道明がないのに東道明だけがあるという状態に違和感を感じる。また、例えばこの地域の人たちにアンケートでも配って意見を聞かないと、町名を変えたくないと思っていても行動力のある人以外はアクションを起こしづらいのかなと感じる。何か別の意見集約の機会や方法があれば検討していただけると、地域の意見が反映された、納得のしやすいものになるのかなということで一つの意見である。	・住民説明会終了後にその結果と意見を集約して今後の動きを関係町内会と協議予定なので、その中で今後の方針、別途の意見聴取などを相談したいと思う。
変更手続きについて	●住居表示に伴い自動的に変更される手続きについて、不動産登記簿の表題部とあるが、この表題部の表記は住居	・住所と登記簿の表記はできるだけイコールにしていきたいが、変わってくる可能性もある。できるだけ同じとな

分 類	質 疑	回 答
	表示後の住所と一緒にするという認識でよろしいか。	るよう配慮したい。
	●マイナンバーカードの手続きはどうか。自動的に変更となるのか、自身で行わなくてはならないか。	・自身で行う手続きの一つとなる。
	●マイナンバーカードは写真を撮り直して全く新しいものが交付されるのか、免許証のように同じものに修正情報が反映される形になるか。	・今あるカードに新しい住所が反映されるものである。
	●住居表示変更証明書は自動で送られてくるものになるのか。それとも役所に取りに行かなくてはならないか。	・証明書は各世帯に予め送付する。
	●関係手続先にはこの住居表示証明書のコピーをもっていけばよいか。元本でなくていいということが周知されているのか。	・基本的には元本の提出となる。変更証明書については例えば 10 枚など、まとまった枚数を用意して各世帯に渡るようにする。もし足りない場合や、後からさらに必要となった場合は市役所でも交付できる。
	●郵便局での住所変更手続きはいらないということだったが、旧住所あてに配送された郵便物も引っ越し時のように半年程度は新住所に届いたりするものなのか。	・旧住所あてでも 1 年程度は新住所へものが届くようになっている。
その他	●住居表示実施区域外に財産を持っている場合も、登記簿の所有者住所変更登記手数料はかからないという認識でよいのか。	・その認識でよい。住所変更が今回の住居表示整備事業に起因するものであれば、住居表示変更証明書を使用することによって登記に係る登録免許税は無料となる。
	●住居表示後、固定資産税の変更はあるか。	・住居表示によって直接評価額や税率が変わることは無いと思われるが、担当課に確認の上、後程個別にお応えする。 ※後日回答 住居表示により直接評価額や税率は変わらない。通常の 3 年ごとの見直しによる。
住居表示以外 (区画整理事業・学区・ごみ収集など)	●盛岡市から保留地を購入したが、区画整理が終わるまで登記できないということで、この登記も令和 7 年度 9 月の住居表示の実施以降ということになるのか。	・保留地については確かに現在登記簿がない状態であるが、換地に併せて地番ができるので、その換地のタイミングで、住居表示とおおよそ同様の時期になると思うが、その時の登記ということになる。
	●区画整理の関係で土地を移動して、	・契約者が保留地の所有者となるので、

分 類	質 疑	回 答
	盛岡市からも保留地を購入しているが、最終的には保留地と今持っている土地の2筆分、自分の所有になるという認識でよいのか。	ご本人であればそういった認識でよい。
	●（上記質問者と同様）例えばこれを合筆したいとなった時は所有者で手続きを行うこととなるか。	・区画整理が終わると保留地に地番が付くので、今持っている土地はそれとして、換地処分により登記が行われた後で、所有者側で適宜手続きをしていただくというものになる。
	●住居表示の実施に伴い、学区に影響が出ることはあるのか。住んでいるところが飯岡小学区なのか、向中野小学区なのか、家を建てた時に住宅メーカーからどちらか選べるようなことも言われたが、今回の住居表示で何か影響はあるのか。	・住居表示の変更が直接的な要因となって学区に影響を及ぼすことはないが、今後の児童生徒数の動向であったり、通学環境への配慮といったところから現在教育委員会の方で検討を行っている状況である。今のところまだ具体的に何か決まっていることはないが、今後学区の変更が見込まれる場合には、改めて教育委員会から情報提供がされるはずである。
	●今回の住居表示で学区に変更は生じるか。北飯岡に編入されれば学区も北飯岡になるなど。	・住居表示の実施が直接の理由となって変わるものではないが、それも要因の一つとして、教育委員会の方で域内の児童生徒数の動向や通学環境等から、検討は行われている。今のところまだ具体的な話はできないが、今後学区変更となる場合は、事前に住民への説明・周知は教育委員会の方から別途行われる。
	●今回の住居表示で学区は変わるのか。例えば向中野から北飯岡に編入されるところでは、学区も飯岡小学区になるなど。	・住居表示を直接の原因として学区変更が行われるわけではないが、現在教育委員会の方で小学校定員や通学環境の観点から、住居表示も一つの要因としながら学区の再編は検討していると聞いている。しかるべきタイミングで別途教育委員会から情報提供がなされるものと思われる。
	●向中野から北飯岡になる区域では、住居表示の実施に合わせて来年から学区も飯岡小学校に変更となったりするのか。	・住居表示に合わせて直接学区も変更になるということはない。しかし、現在教育委員会で各校の定員の関係や、通学環境の点から学区変更は検討されている。もし変更となった場合は別途教育委員会から関係住民に必要なタイミングで情報提供はされると聞いている。

分 類	質 疑	回 答
	●素案だと向中野から北飯岡に編入になる区域に住んでいるが、ごみの出し方は都南地域の出し方になるのか。	・ごみは旧盛岡地域と旧都南地域の境で出し方を分けているので、町名が変更になっても収集方法、分別方法は変わらない。これまで通りの出し方となる。
	●中央の向中野東道明線の工事が現在行われている所と思うが、児童の通学環境が良くない。通れるようになったかと思えばまた一部通行止めとなり、小学校へ行くのに西側から大きく回らなければいけなくなっている。そういったところに不信感もある中で今回の住居表示の話だったので、本日説明会の趣旨とはずれるかもしれないが、住居表示よりももっと道路など住民の生活環境に直結するところを急いで進めてほしいと思う。住居表示は一体誰に対してメリットのある話なのか。どうしても手続きの手間、町名の変更など、ネガティブなイメージが先行するので。	・道路工事についてはご迷惑をおかけしているが、早期の工事完了のために優先されるところから手を付けていている状況である。一応、工事自体は今年度で終了する見込みのため、今現在の不便もそのタイミングで解消される。今しばらくお待ちいただきたい。 ・住居表示も郵便宅配の誤配や訪問先がなかなか見つからないといった不便の解消により、地域はもとより住民の皆さんの利便に寄与するものと考えている。一方手続きの手間や、町名変更に対してのそれぞれの感じ方はあると思うので、今後も手続きの説明会等予定されている中、理解を得られるよう丁寧に説明していきたい。